

# 令和7年度 第10回 介護保険事業者連絡会次第

令和8年2月20日（金） 16時00分～16時30分  
於：飯田文化会館 1階展示室

## 1 開会

## 2 連絡・報告事項等

- (1) 市民向けフレイル予防セミナー「ずっと歩ける足を守ろう！」開催について（基幹包括支援センター係）
- (2) 3月1日付け新規・区分変更申請の取扱いについて（介護認定支援係）
- (3) 介護相談員派遣事業について（介護認定支援係）
- (4) 【長野県】令和8年度介護職員研修受講支援事業に係る事業予定の照会について
- (5) 【長野県】令和8年度外国人留学生奨学金等支給支援事業に係る事業予定の照会について
- (6) 【長野県】【飯田市】令和8年度の介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出期限について
- (7) 【長野県】介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業について

## 3 事業者からのおしらせ

## 4 その他

## 5 閉会

### ◆次回以降の連絡会：

○令和8年3月19日（木） 飯田文化会館 1階 展示室  
午後4時～

○令和8年4月23日（木） 飯田文化会館 1階 展示室  
午後4時～



## 1 市民向けフレイル予防セミナー「ずっと歩ける足を守ろう！」開催について（基幹包括支援センター係）

【別紙1】市民向けフレイルセミナー

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係  
電話 0265-22-4511（内線 5758）

## 2 3月1日付け新規・区分変更申請の取扱いについて（介護認定支援係）

新規申請と区分変更申請の申請日を3月1日付けとしたい場合、1日が閉庁日なので、開庁日（平日）2日の業務時間内に、申請書及び必要書類を持参し窓口へ提出してください。

申請書の月日へ「3月1日」と記載の上、申請書提出時にその旨をお伝えください。書類が整っている場合、1日を申請日として取り扱います

また、受付初日から月の始めは窓口での混雑が予想されます。新規及び変更申請等早急な申請の場合について窓口での手続きを優先いただき、申請期間に余裕がある更新申請については、「郵送で申請する」「提出日を分散して申請する」等の手続きにご協力ください。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護認定支援係  
電話 0265-22-4511（内線 5768）

## 3 介護相談員派遣事業について（介護認定支援係）

全事業所宛に来年度の相談員派遣希望のアンケートをメールにて実施します。派遣を希望しない場合は返信不要です。ご協力をお願いします。

【問合せ先】

飯田市 健康福祉部 長寿支援課 介護認定支援係  
電話 0265-22-4511（内線 5766）

## 4 【長野県】令和8年度介護職員研修受講支援事業に係る事業予定の照会について

【別紙2】令和8年度介護職員研修受講支援事業に係る事業予定について（照会）

【問合せ先】

長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係  
電話 026-235-7129（直通）

## 5 【長野県】令和8年度外国人留学生奨学金等支給支援事業に係る事業予定の照会について

介護分野の外国人留学生に対して、留学生の就労予定先の介護サービス事業者及び介護福祉士養成施設が、留学生に対して貸与する奨学金に係る費用の一部を助成することにより、留学生が

介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援します。

【別紙3】令和8年度外国人留学生奨学金等支給支援事業補助金に係る事業予定について(照会)

【問合せ先】

長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係  
電話 026-235-7129 (直通)

## 6 【長野県】【飯田市】令和7年度の介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出期限について

【別紙4】令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について

**<以下は、現時点の予定情報です。確定情報が発出され次第、後日改めて周知します。>**

### (1) 提出期限

ア 令和8年4月及び5月分を算定する事業者(法人)

令和8年4月15日(水) 予定

※令和8年6月以降の計画とあわせて提出

※事業者(法人)に所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービスに係る計画もあわせて提出

イ 令和8年4月及び5月分を算定せず、6月又は7月から算定する事業者(法人)

令和8年6月15日(月) 予定

※令和8年6月に加算が新設される事業所のみ事業者(法人)なども該当

ウ 令和8年8月以降から算定する事業者(法人)

算定開始月の前々月の末日

### (2) 処遇改善計画書の提出先

・県指定の事業所：飯田保健福祉事務所 福祉課(ながの電子申請サービスによる提出)

・市指定の事業所：飯田市役所 長寿支援課 介護保険係

※県と市の指定を併せて受けている場合、県及び市の両方へ提出が必要です。

※地域密着型サービス及び総合事業のサービスで、複数の市町村の指定を取得している場合、それぞれの指定権者(保険者)へ提出が必要です。

【問合せ先】

(制度内容に関すること)

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話 050-3733-0222 (受付時間：9:00~18:00 (土日含む))

(長野県への申請に関すること)

長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係

電話 026-235-7121 (直通)

(飯田市への申請に関すること)

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話 0265-22-4511 (内線 5761)

## 7 【長野県】介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業について

### 【別紙5】○介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援

国の補正予算成立により、令和7年12月から令和8年5月までの6か月分の介護従事者の賃上げに相当するものとして、補助金を支給することが決定されました。

現時点で各都道府県が準備を進めており、詳細が決定され次第、県から情報提供がある見込みです。

補助金の支給を希望される場合は、後日長野県から発出される文書にて、申請要件や内容等をご確認いただきますようお願いします。

#### ○申請受付予想期間

令和8年3月下旬～令和8年4月上中旬頃

### 【問合せ先】

長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係

電話 026-235-7121（直通）

# 市民向けフレイルセミナー

セミナー開催後、オンデマンド配信決定 要申し込み

**実施日時** 2026年3月14日(土) 10:00~11:30 開場9:30 受付開始

**会場** 飯田市勤労者福祉センター 長野県飯田市東栄町3108-1

※会場までの交通費は、お客様のご負担となりますので予めご了承ください。

**招待人数** 定員120名 (参加費無料・要申込)

## 主題：人生100年時代！ずっと歩ける足を守ろう！

**1 【外科的視点】 歩行機能の維持に関する運動のポイント**  
(40分程度) 講師：飯田市立病院 リハビリテーション科部長 伊坪敏郎 先生

**2 【内科的視点】 『5つのほ』で足の生活習慣病対策**  
(40分程度) 講師：飯田病院 循環器内科医長 竹内和航 先生

本セミナーは  
こんな人に  
おすすめ

- 歩き続けるためにはどんな運動が効果的か知りたい
- 足の筋肉を保ち続けたい
- 糖尿病がある人
- 足がむくんでだるく感じる
- 足の爪が痛い
- 靴や中敷きが合わない

**参加方法** いずれの参加方法でも、セミナーへの申し込みは必須とします

会場で  
セミナーに  
参加する

■ **申し込み方法** | 大塚製薬株式会社へ申し込み

お問い合わせ  
申し込み

大塚製薬(株) 北関東支店 長野出張所 TEL.0120-303-088

※大塚製薬株式会社のテレフォンセンターです。 ※テレフォンセンターにてお電話の後、セミナー予約担当部署へお繋ぎ致します。

■ **申し込み期間** | 2026年3月6日(金) 17:00 まで ※電話対応時間：土日祝を除く 9:00 ~ 17:00 まで

## セミナー後のオンデマンド配信を視聴する

■ **動画配信期間** | 2026年3月23日(月) 9:00 より配信開始 (変更になる可能性があります)  
2026年4月30日(木) 23:59 まで

■ **ご視聴方法** | 二次元コードからオンデマンド配信の申し込みをお願いします。  
オンデマンド配信申し込み完了後、動画リストのURLが表示されます。  
配信期間中どなたでもパソコン、スマートフォンなどから動画を何回でもご視聴頂けます。

オンデマンド  
配信の  
詳細・応募を  
ご希望の方は  
こちらから



注)通信料はご視聴いただく方のご負担となります。接続に関するトラブルは一切責任を負いかねます。

URL はお申込者本人のみの利用とし、他の方への共有(SNS 等の不特定多数が確認できる場所への投稿含む)はご遠慮ください。  
また、セミナーの録画・録音、画面の撮影は禁止とさせていただきます。

飯田市と大塚製薬株式会社は連携協定を締結し、市民の皆様の健康増進に取り組んでいます。

## 【別紙 2】

7 介号外

令和 8 年(2026 年) 2 月 16 日

介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 8 年度介護職員研修受講支援事業に係る事業予定について（照会）

県福祉行政については、日ごろからご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
標記事業の実施予定について下記のとおり照会しますので、貴法人が負担する費用の補助を希望する場合には、必要書類をご提出ください。

### 記

#### 1 事業内容

介護サービス事業者が、介護職員初任者研修又は実務者研修を職員（介護職員初任者研修については採用予定者を含む）に受講させ、その費用を全額負担する場合において、研修受講費用の一部を助成する。

#### 2 補助金額

受講費用の 1 / 2 以内

（補助上限 介護職員初任者研修 42,000 円 / 1 人、実務者研修 60,000 円 / 1 人）

#### 3 補助対象人数

120 名程度

（1 法人当たり 5 名以内）※申込状況により、追加募集を行う場合があります。

#### 4 補助対象経費

受講料及びテキスト代（補講料、再試験料、交通費等は対象外）

#### 5 対象期間

**令和 8 年 4 月 1 日以降に着手し、令和 9 年 2 月 28 日までに完了するもの**

着手日及び完了日は以下のとおりとする。

着手日	完了日
次のいずれか <u>早い</u> 日 ・ 介護サービス事業者が費用を負担する日 ・ 研修受講開始日（自宅学習期間を含む）	次のいずれか <u>遅い</u> 日 ・ 介護サービス事業者が費用を負担する日 ・ 研修修了日

## 6 提出書類

- (1) 事業計画書提出文
- (2) 事業計画書
- (3) 介護サービス事業者が受講費用を負担することのわかる書類  
(事業者あて請求書の写し または 任意様式)
- (4) 受講する研修の日程、受講料等がわかるもの

様式は県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/170800syoninsya.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉一般 > 福祉・介護人材 > 福祉・介護人材確保について  
> 介護職員研修受講支援事業の実施について

## 7 提出方法

長野県健康福祉部介護支援課介護人材係 あてメールまたは郵送によりご提出ください。

メールアドレス：[kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp)

住所：〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 長野県庁

## 8 提出期限

令和8年3月10日（火）厳守

**※令和8年度中に補助を受けたい場合は、提出期限までに事業計画書をご提出ください。**

## 9 留意事項

- (1) 受講費用が受講者の個人負担となる場合には補助対象となりません。法人負担が対象です。
- (2) 研修を対象期間内に修了できなかった場合には補助対象となりません。
- (3) 本補助金は予算の範囲内で交付します。提出された事業計画書の総額が予算額を上回った場合には、申込順等により調整を行う場合がありますので、予めご承知おきください。
- (4) 市町村（一部事務組合を含む）は補助対象外とします。
- (5) 国、地方公共団体等が実施する助成金との併給はできません。
- (6) 本照会は令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始出来るようにするため、予算成立前に事業予定をお聞きしています。

予算の執行は、令和8年度当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

（問合せ先）

担 当 介護支援課介護人材係 山崎、細萱

電 話 026-235-7129（直通）

ファクシミリ 026-235-7394

E-mail [kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp)

令和 8 年（2026 年）2 月 18 日

介護福祉士養成施設

留学生を受入予定の介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 8 年度外国人留学生奨学金等支給支援事業補助金に係る事業予定について（照会）

平素は、本県の福祉行政の推進に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記補助金に係る事業実施予定について照会しますので、下記事項に留意の上、必要書類を提出してください。

記

- 1 提出書類 (1) 送付文 ※押印不要  
(2) 事業計画書（別紙 2）  
(3) 法人が定める奨学金等貸与規定  
(4) 留学生と法人との関係を示す書類（奨学金の契約書や採用内定通知書など）  
※その他、必要に応じ、内容の確認できる書類を求める場合があります。

様式は県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokuzinsyougakukin.html>

- 2 提出方法 Eメール ([kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp))、郵送または持参により提出。

- 3 提出期限 令和 8 年 3 月 16 日（月）

#### 4 留意事項

- (1) 実施要領及び法務省出入国在留管理庁による留意事項※を事前にご確認ください。

※ [https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07\\_00155.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00155.html)

- (2) 今回の事業計画書の提出は、事業者の皆様が令和 8 年度当初に事業を開始できるように照会しています。

予算に余裕がある場合は、令和 8 年度中に随時、追加で申請の受付を行いますが、今回の集計・採択状況により変わりますので、現段階で提出できる場合はご提出ください。

- (3) 本補助金は、予算の範囲内で交付しますので、集計の結果、予算額を越えた場合は調整を行います。

- (4) 本照会は令和 8 年度長野県予算案の議決を前提としたもので、事業者の皆様が早期に事業を開始できるように予算成立前に事業予定を照会しています。今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

(お問合せ先)

担 当：介護人材係 山崎、吉田

電 話：026 235 7129（直通）

ファクシミリ：026 235 7394

Email : [kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp)

事 務 連 絡  
令 和 8 年 2 月 1 0 日

各 都道府県  
市区町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和 8 年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る  
処遇改善計画書の提出期限について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和 8 年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和 9 年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の拡充を行うこととしました。

これを踏まえ、令和 8 年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等について、見直しを行うこととしています。令和 8 年 6 月以降分の処遇改善計画書も含め、見直し後の様式等については 2 月下旬を目処に案をお示しする予定です。

このため、処遇改善計画書については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出することとしているところ、令和 8 年 4 月及び 5 月分を申請する事業者は、令和 8 年 6 月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和 8 年 4 月 15 日までに提出することとする予定です。この際、これらの事業者に所属する令和 8 年 6 月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の介護サービス事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定です。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和 8 年 4 月及び 5 月分は申請しない事業者が、令和 8 年 6 月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和 8 年 6 月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和 8 年 6 月 15 日までに提出することとする予定です。

つきましては、各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いただくとともに、処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。

【〇介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援】

**施策名：ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援  
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)**

令和7年度補正予算 1,920億円

別添 2

老健局老人保健課  
※医療・介護等支援パッケージ (内線3942)

**① 施策の目的**

- 〇介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 〇介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点で踏まえて実施する。

**② 対策の柱との関係**

I		II					III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

**③ 施策の概要**

- ① 介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
  - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
  - ③ 併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。
- (※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。
- (※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。  
ア) 訪問、通所サービス等  
→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。  
イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等  
→ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。
- (※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

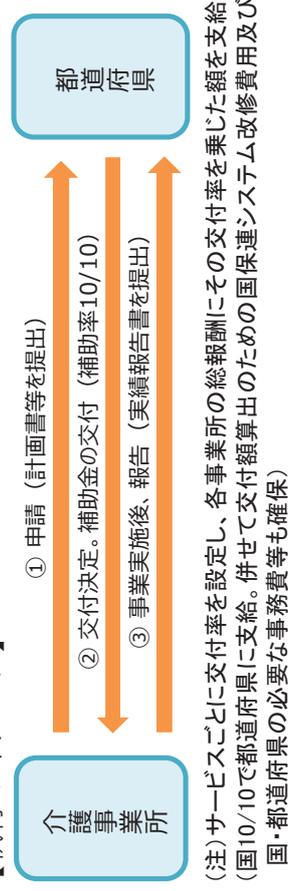
**④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等**

(1) 支給要件・金額

- ① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
  - ② 協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
  - ③ 介護職員の職場環境改善の支援
- ※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

(2) 対象期間：令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



**⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

- 〇 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。